

病院間の入院期間の計算等について

第 5 回検討会（H20.7.30）での委員からの質問及び回答

（質問）

Q.新十日町病院が公設民営となり、仮に厚生連が指定管理者となった場合、十日町圏域の厚生連中条病院及び中条第二病院との関係が「特別の関係にある保険医療機関」となり、病病連携における入院期間が通算されるのではないかと？

（回答）

A.お見込みのとおり。新十日町病院（県立民営）と、厚生連中条病院及び中条第二病院の「開設者」は異なるが、運営主体の「代表者」が同一（厚生連）となり、「特別の関係にある保険医療機関」と認められ、病病連携等において入院期間が通算（保険医療機関が異なる場合は通算しない）され診療報酬等のメリットがなくなる。（算定制限が行われる）。

【特別の関係にある医療機関間の算定制限】

（算定制限の内容）

- （1）再入院時に、特別の関係にある保険医療機関における前回入院期間を通算する。
- （2）診療情報提供料
当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合は算定できない。
- （3）在宅患者診療・指導料
特別の関係にある医療機関間での同一の患者者に対する同一日の「訪問診療料等」の併算定不可。

【参考】

厚生労働省保医発第 0305001 号「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」